

令和 6 年度（2024 年度） 第 1 回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 令和 6 年（2024 年）6 月 27 日（木） 14 時半～

会場 ウェルパルクまもと 3 階 すこやかホール

出席者 大島委員、森下委員、谷口委員、中山委員、平田委員、森田委員、田尻委員、山田委員、松本委員、小篠委員、鈴木委員、里委員、玉垣委員、垣野内委員、古閑委員、多門委員、西委員、松村委員、本田委員、菊池委員

配布資料

- ・熊本市障がい者生活プラン
- ・第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画
- ・熊本市障がい者相談支援センター案内
- ・資料 1 障がい者相談支援センターモニタリング結果報告
- ・資料 2 各部会報告資料
- ・資料 3 障がい者相談支援センターからの報告
- ・短期入所における利用実態調査報告
- ・こども部会資料別紙

議事要旨

進行	1 開会 2 事務局挨拶 3 委員紹介 *委員名簿をもって代える 4 事務局紹介 *席次表をもって代える 5 会長選出・副会長指名 会長の指名により、西章男委員を副会長とする。
菊池会長	6 議事 (1) 報告案件 まず、議事 (1) の各報告をそれぞれ事務局からお願いしたい。
事務局	資料に基づいて説明 ・熊本市障がい者生活プラン ・第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画 ・熊本市障がい者相談支援センター案内 ・資料1 障がい者相談支援センターモニタリング結果報告
菊池会長	モニタリングの結果について、「災害等の緊急時における支援の協力」は、特に地震を経験した熊本市において非常に重要であるので、市としても改善を図るため、障がい者相談支援センターに働きかけていていただきたい。 (2) 各部会からの報告 続いて、各部会報告をお願いしたい。
松本委員 里委員 森田委員 谷口委員	資料に基づいて報告 資料2 各部会報告
小篠委員	医療的ケア児支援法もできたので、この自立支援協議会の中で、どのように医療的ケア児の支援を考えていくかという議論が必要である。例えば、医療的ケア児部会をつくるとか、こども部会の分派として医療的ケア児部会をつくるなど、さまざまなアイデアがあると思うが、そういったことを提案させていただく。
事務局	医療的ケアに関する集会や検討する内容については、十分に必要性を感じているところである。その内容を自立支援協議会の部会で課題として扱うべきか、別の形で行うべきかについては、検討させていただきたい。
小篠委員	おっしゃるとおり、現在既に重症心身障がい児在宅支援ネットワーク会議という別の会議体があり、すみ分けが必要であると考えます。そちらの会議は自立支援協議会と比べると少ないメンバーであり、ライフステージに沿って考えるとなると、既存のネットワーク会議をもう少し自立支援協議会並みに、相談や就労まで考えられるようにすることが望ましい。

菊池会長	法に基づいた施策を実施する体制をどう構築するか、事務局で検討していただきたい。小篠委員の提案するように、自立支援協議会の部会として設置するのが関係者の連携にとって望ましいのか、それとも内容的にもう少し専門性を有する機関や組織を作って動く方が良いのかを検討し、次回までに検討内容について回答をいただくということによろしいか。
事務局	今提案があったようにしたいと思う。
玉垣委員	こども部会のアンケートを確認させていただいた。当団体で特別支援学校との懇談会を行っていることや、会員に障がいのある子を持つ親がいることから、様々な障がい児についての事例を聞くことがある。その中で、双子のうち一人は特別支援学校に入学、もう一人は普通高校に入学し、特別支援学校に行った方は元気に高校生活を送っているが、普通高校に行った方は不登校になって最終的には学校を辞めてしまい、生活環境が悪化したという事例を聞き、特別支援学校以外の学校に通う障がい児への支援が非常に重要だと改めて感じた。特別支援学校とそれ以外の学校へどのように指導を行い、福祉側と教育側で連携を取っているのかについてお聞きしたい。
菊池会長	このアンケートの対象の熊本市内の公立高校の大半は県立であるため、市の教育委員会の管轄ではなく、県の教育委員会、具体的には高校教育課と特別支援教育課がどのように連携するかという問題であるが、市のほうでの回答は難しいか。
事務局	市立高校の2校についてであれば回答が可能。
菊池会長	ではまず、教育の専門の立場として私からも話をさせていただくと、特別支援学校でない高校に入学される方は比較的障がいが軽度の方が多く、特別支援学校と同じ支援方法が適用できるわけではないため、支援の在り方の量的・質的な部分がかなり変わってくる。ただ、指摘があったように、高校の中での教員の理解や専門性にはかなり差があるのは事実。そのため、福祉と教育の連携を進めていただきたいというのは、私も常に言ってきたのはいるが、やはり時間がかかる作業である。先ほどの事例のように、そういった児童が不登校になる場合、高校からは留年や退学といった選択肢が出てくる。高校では指導の在り方が義務教育段階から大きく変わるため、そのあたりをどうフォローしていくかも様々な部署で検討されているところだと思う。
事務局	特別支援教育室では、千原台高校や必由館高校で指名されている特別支援教育コーディネーターと連携して年間3回連絡会を実施する等、特別支援教育の推進を行っている。昨年までは、コミュニケーションに困り感があり、自立活動的な支援が必要な生徒に対し、本人や保護者の希望で放課後に通級の指導の時間を設け、自立活動の指導を行っていた。平成さくら支援学校から特別支援教育コーディネーターが、高校へ出向き、高校の特別支援教育コーディネーターや担任と指導内容を共有しながら、自立活動を通じて本人の力をつける取り組みを行ってい

	る。特別支援教育の推進も含めて、今後もこの取り組みを広げていきたいと考えている。
玉垣委員	通信制の学校にもグレーゾーンの方が多いと聞く。必要性にいち早く気づき、支援に繋げるためにも、コーディネーターや特別支援の教員だけでなく、一般の教員も障がいへの理解を深めることが重要である。
菊池会長	事務局からの報告にあるように、市立高校同士では連携が図られている。しかし、私立高校に進学する方も多く、今年の4月から私立高校にも合理的配慮が義務化されたが、まだこれからの段階であると思う。委員からの意見を参考にして、子ども部会でもアンケート等を通じ、学校等へ啓発を図っていただければと思う。 （3）障がい者相談支援センターからの報告 続いて、障がい者相談支援センターからの報告をお願いしたい。
平田委員	資料に基づいて報告 資料3 障がい者相談支援センターからの報告
小篠委員	災害時における支援体制の構築について、人工呼吸器をつけた医療的ケア児・者は特に支援が必要であると考えており、今年度、熊本県医療的ケア児支援センターは、1年以内に熊本県内の全ての人工呼吸器をつけた方の避難訓練を実施すること目標としている。9か所ある障がい者相談支援センターの圏域でも、1圏域あたり3～4人程度が対象となると考えられるので、ぜひご協力いただきたい。
谷口委員	私も以前お話をいただき、災害時を想定した避難訓練に参加した。医療的ケア児・者は使用している医療機器の多さから、通常の避難方法では難しいと思うので、災害時の避難について私たちも対応できるようにしたいと考えているし、そういった方々には地域の力も必要だと思う。私の管轄は西区であるが、西区に対象の方がいる場合は、ぜひまたお声かけと情報をいただければと思う。
里委員	少し戻って、障がい者相談支援センターのモニタリング結果の、虐待防止や差別解消に関する相談支援について伺いたい。いろいろな困難ケースに対応していると思うが、今後もますます相談が増えてくると思う。熊本市の障がい者虐待防止センターと相談支援センターはどのように連携を取っているのか。また、通報があった際のその後の措置がどのようになっているのかを知りたい。
事務局	おっしゃるとおり、年々通報や相談が増加しており、今年度は特にそれが顕著で対応に苦慮している状況。相談支援センターから虐待相談を受けることもあれば、虐待防止センターに個別の通報・相談があった場合に相談支援センターへ情報共有して協力を仰ぐこともある。通報後の対応については、当事者が関わっている事業所・機関へ調査を行ったり、センターが関わっている案件であれば、そこで連携を取ったりしている。相談支援センターの機能強化委員会においても、熊本市の虐待通報の数や内容について情報共有を行い、これまで以上に連携を深めていきたい。

菊池会長	一方的な関係ではなく、相互に連携をとり合う関係性ということがよく分かった。現場で実際に対応する中で感じた事はあるか。
平田委員	当センターは南区にあり、虐待についての対応をする際、虐待防止センターにももちろん相談するが、日々の対応は区役所福祉課の保健師と一緒にすることが多い。セルフネグレクトの方など、サービスを利用しておらず、相談支援専門員が関わっていないケースも多いため、その場合は保健師と連携して支援を行っている。現在も同時並行で二、三件の支援を行っているが、保健師のフットワークの軽さに非常に助かっている。引きこもりの方への訪問では、警察の協力を仰ぎながら慎重に対応するケースもあり、区役所保健こども課や福祉課がイニシアチブを取ってくれるため、安心して支援できる体制が整っている。事務局からもあったように、障がい福祉課の虐待防止センターだけで全ての虐待対応を行うのは物理的に不可能であると思っている。そういう意味では、虐待防止センター以外の行政の方々が、共に地域の権利侵害を受けている方たちの支援に当たる事例が以前に比べて増えていると実感しており、私たちも非常にありがたく思っている。
菊池会長	事例によっては、虐待防止センターと相談支援センターだけでなく、関係機関や専門機関、警察などとの連携が必要であることも多くあると思うし、実際、そのような連携の数も増えている。今後の課題として、連携の在り方や方法、例えば好事例の集積など、全体的に考えていく必要がある。虐待を受けている方の命の保全を最優先に考えながら、虐待防止に取り組んでいただければと思う。 (4) 意見交換 続いて意見交換に移る。大島委員から、相談支援部会で行った短期入所の利用実態アンケートについて説明をお願いしたい。
大島委員	資料に基づいて説明 資料 短期入所における実態調査報告
西委員	私どもは親の立場でもあり、しょうぶの里という入所施設を運営している立場でもある。施設には短期入所5名を受け入れる設備があるが、コロナ禍で受け入れを停止していた期間があり、再開の方法を考えてきた。入所者の高齢化で感染リスクが高い方が多いため慎重に進め、現在は健康上の問題をクリアした上で、条件付きで再開している。突然、短期入所の利用希望の電話がくることもあるが、一度も支援したことのない方を受け入れるのは事業所としてはリスクが高く、対応が難しい。緊急時にいきなり預けるのではなく、まずは準備期間が必要である。親御さんは日頃自分で介護していて、何も無い時に預けるという選択肢がない方も多い。障がい当事者が、親亡き後にどのように支援を受けて、自身が望む場所で暮らしていくかを考えるためにも、いざという時のために普段から訓練や練習として短期入所を利用してはどうか、と促している。預ける側の気持ちも分かるのでできるだけ受け入れたいと思うが、まだ新型コロナウイルス感染症の影響

	が続いており、多くの受け入れが難しい状況である。他の事業所も同じようなところが多いのではないかと思う。
菊池会長	受け入れる側と預ける側と両方の立場で、葛藤があるといった貴重な意見だったと思う。
松村委員	西委員の発言に同じ親の会の立場として同意する。この春の法改正と報酬改定は、全国の自治体の自立支援協議会が目的とする、地域の中で障がいのある人たちが支援を受けながら自立した生活を営むための取り組みを促進するものであると理解している。今回のこの短期入所に関する報告には、その課題と今後検討していくべき事項が明記されているように思う。相談支援部会の一つの取り組みとして協議を行うだけでなく、もう一段階上げて、この自立支援協議会の大きなテーマとして位置づけ、時間をかけて議論していくことが重要であるとする。現在の熊本市障がい者生活プランや障がい児・者福祉計画はこれから3,4年かけて進むが、次の改定までにこの自立支援協議会で、障がいのある人が障がいがあるまま、どうすれば地域の中で豊かな生活ができるのかということ、ここに挙げられた課題等を通して考えていけば、この協議会の意義は高まってくると思う。その中ではヘルパーの人材不足や予算的な問題も出てくると思うが、それらも含め、この協議会の中で意見をいただければと思うが、いかがか。
菊池会長	この自立支援協議会の趣旨と絡んでくる問題だという内容だった。アンケートの調査結果には需給バランスについて示されているが、今年度からの障がい福祉計画の中では、短期入所や入所支援の見込み量が例年増加する見込みで算出されているという認識でよいか。
事務局	障がい福祉計画では、今後3年間の短期入所の見込み量をこれまでの実績に基づいて算出しており、増加傾向にあると見込んでいる。短期入所の課題として、休日の空きが少なく、平日は空きがあるという状況があるため、これらの点についてはさらに検証が必要だと考えている。
菊池会長	短期入所については構造的な問題もあるように思う。みんなが短期入所を必要とする時期が重なっていて見込み量と一致しなかったり、西委員の話にもあったように感染症等の問題で受け入れたくても受け入れられなかったり、あるいは強度行動障がいや医療的ケア児者といった専門性が必要な人であればあるほど受け入れの難易度が高くなるという事もある。短期入所はサービスの性質上、毎日必ず利用者がいるというものでもない。そうすると、入所施設等に併設している事業所であれば、短期入所の設備を空けておくよりも施設の入所希望者を受け入れた方がいいのではないか、という考えになりかねない。市だけというより全国的な施策をどうするのかという問題なので、ここで議論しながらも、国への要望や現場の工夫を模索していく必要があると思う。他の受け入れる事業所側として、古閑委員にもお話を伺いたい。

古閑委員	先ほどの西委員の意見に同意する。利用者の中には、短期入所は希望すれば明日にでも利用できる、と思っている方もいる。きちんとした相談員は、利用者や家族に緊急時のために短期入所の支給決定を持っておいた方がいい、いくつかの短期入所事業所と契約をしておいた方がいい、と丁寧に説明しているが、中には計画を立てるだけで終わっているところも存在していて、利用者が短期入所の利用方法を知らないままのこともある。相談支援事業所に対して、緊急時に短期入所を利用するために、事前に支給決定を受けることやそれにかかる期間、事業所の見学や体験を行い、実際に利用を繰り返すことで緊急時に利用できるようになるということを、利用者へ丁寧に説明するよう周知する必要があると感じた。そうしていけば、緊急時に利用できる事業所が少しずつ増えていくのではないかなと思う。
菊池会長	そういった家族や本人に対する短期入所の利用方法の説明と、その対応に関する事前の啓発も非常に重要。利用者・事業所ともに短期入所の体験の機会を作ることが必要であり、相談支援事業所においても、事前説明をしっかりとしていく必要がある。
西委員	日中一時支援を併用し、施設の方に自分の子供を知ってもらおうというのも一つの手段だと思う。いきなり入所の訓練ではなく、日中に事業所が終わった後に預かってもらい、本人の人となり分かれば、受け入れ体制が整うのではないかな。
菊池会長	例えば、短期入所の希望が集中しない平日に体験入所を複数回行うような使い方を家族や本人に提案するような流れをプログラム化すると良いのではないかな。将来のために今のうちから準備をしておくことが重要だが、どのように行えば良いのか分からない人のために、事前に行うべきことを示すプログラムを作成することで、スムーズに広がっていくのではないかなと思う。
松村委員	平時のうちに訓練や練習を行うことについては、当事者や家族だけでなく、受け入れる事業所や支援者側にも必要であると考え。さらに言うと、現職の支援者だけでなく、将来そのような職に就く可能性のある学生やセカンドキャリアを考える人なども視野に入れるべきである。行動障がい強い人など、さまざまな特徴を持つ人々と平時から交わる機会を増やすことが、人材不足が問題とされている今、大切な事だと思うので、受け入れる側にも機会を設けることを考えていただければありがたい。
菊池会長	人材育成と当然一体となって考えていかなければならない問題である。市のほうでも人材育成に関する事業を行っていると思うので、今の意見をそこで取り上げていただければと思う。
小篠委員	強度行動障がいかつ医療的ケアの必要な方の短期入所の受け入れ先が県内になかなか無い。また、医療的ケア児で、比較的軽度で寝たきりでない歩行可能な方についても、自力で移動できるが故の支援の困難さから受け入れ先が無い。こう

	いった支援の難しい障がい児・者どのように熊本市で扱っていくのかを、今後みんなで考えを出し合っていきたい。
菊池会長	制度の隙間、特に強度行動障がいと医療的ケアが必要な、ある意味では障がい児・者の中でもさらにマイノリティーに該当するような人々の行き場がないという問題は重々感じているところ。これらの課題をどう解決するかについて、皆で知恵を絞っていきたい。様々な意見を出していただき、ありがとうございました。今後の部会や全体での協議、市の施策立案に参考にしていただければと思う。
事務局	<u>3 事務局連絡</u> 第2回については、現在日程と会場を調整中。 <u>4 閉 会</u>